

小樽市いなきた児童館
小樽市とみおか児童館
小樽市塩谷児童センター

指定管理業務仕様書

令和8年7月
小樽市こども未来部

目 次

第 1	基本指針	1
第 2	施設運営に関する業務基準	
1	開館時間及び休館日	1
2	児童館の運営	1
3	施設等の利用	1
第 3	施設管理に関する業務基準	
1	保守管理業務	
	（1）いなきた児童館	2
	（2）とみおか児童館	3
	（3）塩谷児童センター	4
2	公衆無線LAN（Wi-Fi）の管理	4
3	感染症等対策の管理、徹底	4
4	施設の目的外使用許可	4
第 4	その他の業務	
1	事業計画書及び収支計算書（予算書）の提出	5
2	事業実績報告書及び収支決算書の提出	5
3	利用統計	5
4	施設運営の改善	5
5	自己評価報告書の提出	5
6	いなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターの連携	5
7	業務の引継ぎ	5
第 5	職員の配置等	
1	職員の配置	5
2	職員の勤務形態	5
3	職員の資質向上	5
第 6	物品の帰属等	
1	物品の帰属	6
2	注意義務	6
3	処分等	6
第 7	調査及び監査等	6
第 8	指定管理業務に要する経費（管理費用）	6
第 9	留意事項	7

《参考》

- ・児童館の設置運営について（平成2年厚生事務次官通知）
- ・児童館の設置運営について（平成2年厚生省児童家庭局長通知）
- ・児童館ガイドラインの改正について（令和6年こども家庭庁成育局長通知）

小樽市児童館等指定管理業務仕様書

第1 基本指針

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する施設として、小樽市児童厚生施設条例（平成17年小樽市条例第38号。以下「条例」という。）第1条及び第2条に規定する小樽市いなきた児童館（以下「いなきた児童館」という。）、小樽市とみおか児童館（以下「とみおか児童館」という。）及び小樽市塩谷児童センター（以下「塩谷児童センター」という。）の児童厚生施設の設置目的に基づき、法令、条例等を遵守し、管理を行うこと。

第2 施設運営に関する業務基準

1 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長又は指定管理者が、必要があると認めるときは、市長と指定管理者との協議により、開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

休館日は、日曜日（とみおか児童館にあつては月曜日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長又は指定管理者が、必要があると認めるときは、市長と指定管理者との協議により、休館日を変更し、又は臨時に開館し若しくは休館することができる。

この場合、指定管理者は事前に利用者に告知するとともに、その周知を図るものとする。

2 児童館の運営

施設の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等及びこれらと関連する法令等を遵守し、業務を遂行することとする。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 児童福祉法

ウ 小樽市児童厚生施設条例

エ 小樽市児童厚生施設条例施行規則（平成17年小樽市規則第49号）

オ 児童館の設置運営について（平成2年厚生事務次官通知）

カ 児童館の設置運営について（平成2年厚生省児童家庭局長通知）

キ 児童館ガイドラインの改正について（令和6年こども家庭庁成育局長通知）

ク 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）

ケ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

コ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

サ 消防法（昭和23年法律第186号）

シ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

ス 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

セ その他関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）

3 施設等の利用

施設の利用については、次によるものとする。

(1) 利用者の範囲及び利用承認

① 児童館又は児童センター（以下「児童館等」という。）を利用することができる者は、児童及びこれに同伴する者並びに次の者のうちあらかじめ指定管理者の承認を得た者とする。

ア 子供会及びこれに類する児童の団体

イ 児童の健全育成のため活動する者及びこれらの団体

- ウ 前記ア及びイのほか、指定管理者が適当と認める者
- ② 前記①のア～ウの利用者の範囲に反しないことを確認した上で、小樽市児童厚生施設条例施行規則（以下「規則」という。）第2条の規定により承認するものとする。
- (2) 特別の設備等の承認
- ① 児童館等の利用に当たり特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得るものとする。
- ② 前記①の行為が児童館又は児童センターの管理運営上支障がないと確認したときは、規則第3条の規定により承認するものとする。
- (3) 利用料金
- 児童館等の利用料は、無料とする。
- (4) 器具等の使用
- 指定管理者は、児童館等に備え付けてある器具、機械等（遊具を除く。）を使用しようとする者からその旨の申出を受け、承認をしなければならない。
- (5) 利用の制限等
- 指定管理者は、児童館等の管理運営上必要があると認めるときは、児童若しくはこれに同伴する者又は利用承認を受けた者（以下これらを「利用者」という。）に対し、その利用について制限し、又は条件を付することができる。
- (6) 利用承認の取消し等
- 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は児童館（児童センター）の利用を拒絶し若しくは児童館等からの退去を命じることができる。
- ア 利用者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
- イ 利用者が前項に規定する制限を犯し、又は前項の条件若しくは条例に基づく規則に違反したとき
- ウ 利用者が他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき
- エ 利用者が建物等を汚損し、き損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき
- オ 利用者が偽りその他不正の手段により利用承認を受けたとき
- カ 利用者が営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあると認めるとき
- キ 公益上又は児童館等の管理運営上やむを得ない理由があるとき
- (7) 施設の損傷、き損及び滅失の届出
- 指定管理者は、利用者が施設等を損傷し、き損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- (8) 施設の利用案内
- 指定管理者は、新聞、広報、ホームページ等を活用するなど施設の利用案内に努め、利用者へのサービスの向上に努めること。
- (9) 傷害保険の加入
- 指定管理者は、傷害保険に加入し、利用者の事故処理等適切に対応しなければならない。
- (10) 例月の報告
- 指定管理者は、日々の利用状況を記録し、毎月末の月計数及び当該年度の累計数を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第3 施設管理に関する業務基準

1 保守管理業務

- (1) いなきた児童館
- ・建築物の保守管理業務

建築物について、外壁、内壁、床、天井等の状態を監視し、維持すること。

なお、いなきたビル総体の保守管理については、いなきたビル管理組合（以下「管理組合」という。）実施によるところとする。
- ・建築設備等の保守管理業務

建築設備等について、次の法定点検及び検査、定期点検及び検査を行うとともに、日常点検及び清掃を行い、状態、性能を維持すること。ただし、日常点検以外は管理組合実施によることとする。

ア 検査、点検等

消防用設備点検、特殊建築物定期調査等

イ 定期清掃

(a) 床 年2回

(b) カーペット 年1回

ウ その他

点検、清掃に際しては、施設利用者の利用の妨げにならないように行うこと。

・備品等の保守管理業務

別に定める備品について、施設の運営に支障を来たさないよう、その維持管理を行うこと。

・消耗品の管理業務

施設の運営に支障を来たさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。

・保安警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、次の警備等を行うほか、保安警備を適切に行うこと。

ア 機械警備（管理組合実施によることとする。）

イ 夜間警備（管理組合実施によることとする。）

ウ 緊急時に対応するための体制の整備

エ 入退者等の適切な管理

・施設保全業務

施設の保全上、不具合を発見した場合は、速やかに管理組合及び小樽市に報告すること。

(2) とみおか児童館

・土地及び植栽の保守管理業務

とみおか児童館の敷地及び植栽について、日常的に状態を監視し、維持すること。

・建築物の保守管理業務

建築物について、外壁、内壁、床、天井等の状態を監視し、維持すること。

・建築設備等の保守管理業務

建築設備等について、次の法定点検及び検査、定期点検及び検査を行うとともに、日常点検及び清掃を行い、状態、性能を維持すること。

ア 消防用設備点検

(a) 機器点検 年2回

(b) 総合点検 年1回

イ 暖房設備点検 年1回

ウ 定期清掃

(a) 床・窓ガラス 年1回

(b) カーペット 年3回

エ その他

点検、清掃に際しては、施設利用者の利用の妨げにならないように行うこと。

・備品等の保守管理業務

別に定める備品について、施設の運営に支障を来たさないよう、その維持管理を行うこと。

・消耗品の管理業務

施設の運営に支障を来たさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。

・保安警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、次の警備等を行うほか、保安警備を適切に行うこと。

ア 機械警備

イ 夜間警備

ウ 緊急時に対応するための体制の整備

エ 入退者等の適切な管理

- ・施設保全業務

施設の保全上、不具合を発見した場合は、速やかに小樽市に報告すること。

(3) 塩谷児童センター

- ・土地及び植栽の保守管理業務

塩谷児童センターの敷地及び植栽について、日常的に状態を監視し、維持すること。

- ・建築物の保守管理業務

建築物について、外壁、内壁、床、天井等の状態を監視し、維持すること。

- ・建築設備等の保守管理業務

建築設備等について、次の法定点検及び検査、定期点検及び検査を行うとともに、日常点検及び清掃を行い、状態、性能を維持すること。

- ア 消防用設備点検

- (a) 機器点検 年2回

- (b) 総合点検 年1回

- イ 暖房設備点検 年1回

- ウ 定期清掃

- (a) 床・窓ガラス 年1回

- (b) カーペット 年3回

- エ その他

点検、清掃に際しては、施設利用者の利用の妨げにならないように行うこと。

- ・備品等の保守管理業務

別に定める備品について、施設の運営に支障を来さないよう、その維持管理を行うこと。

- ・消耗品の管理業務

施設の運営に支障を来さないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。

- ・保安警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、次の警備等を行うほか、保安警備を適切に行うこと。

- ア 機械警備

- イ 夜間警備

- ウ 緊急時に対応するための体制の整備

- エ 入退者等の適切な管理

- ・施設保全業務

施設の保全上、不具合を発見した場合は、速やかに小樽市に報告すること。

2 公衆無線LAN（Wi-Fi）の管理

利用者に公衆無線LAN（Wi-Fi）を提供することとし、必要な管理運営を行うこと。

なお、公衆無線LANの設置・維持管理に要する費用（インターネット接続に要する費用を含む。）は、指定管理者の負担とする。

3 感染症等対策の管理、徹底

感染症等が発生した場合を想定し、速やかな対応ができる業務体制を整えるとともに、感染症等の感染拡大を防止するための管理等を行うこと。

4 施設の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項の規定による施設の目的外使用を行う場合は、小樽市公有財産規則（昭和39年小樽市規則第30号）第7条第3項の規定により市長に申請しなければならない。

市長が同規則同条第4項の規定により、施設の目的外使用を許可した場合は、速やかに通知するものとする。

第4 その他の業務

1 事業計画書及び収支計算書（予算書）の提出

指定管理者は、翌年度の事業計画について小樽市と調整を行った上、毎年10月末日までに翌年度の事業計画書及び収支計算書（予算書）を市長に提出しなければならない。

2 事業実績報告書及び収支決算書の提出

指定管理者は、前年度の事業実績報告書及び収支決算書を事業年度終了後2か月以内（毎年5月末日までに）市長に提出しなければならない。

3 利用統計

指定管理者は、施設利用者数等の集計、分析を行い、小樽市に利用者数を報告するとともに、分析結果を業務改善に反映させるように努めなければならない。

4 施設運営の改善

指定管理者は、施設利用者へのアンケート調査、意見箱の設置等の方法により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果を小樽市に報告するとともに、業務の改善に努めなければならない。

5 自己評価報告書の提出

指定管理者は、前年度の活動内容（事業計画の達成度、利用者の満足度等）を自己評価し、毎年5月末日までに自己評価報告書を市長に提出しなければならない。

6 いなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターの連携

指定管理者は、いなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターの統一性を持った安定的な運営を図るとともに、地域性を生かしながら連携した運営を行わなければならない。

7 業務の引継ぎ

指定管理者は、その指定期間が終了し若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、引継書を作成し、業務が円滑かつ支障なく引き継がれるように協力しなければならない。

第5 職員の配置等

1 職員の配置

児童館等の円滑な運営を行うため、労働基準法等労務関係法令を遵守し、次の職員を置くこととする。

ア 児童館等に管理運営責任者（以下「館長」という。）を1名配置しなければならない。

イ 児童館等に北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第54条に規定する職員（以下「児童の遊びを指導する者」という。）を常時2名以上配置しなければならない。
なお、児童の遊びを指導する者は、上記アに掲げる館長と兼務することは差し支えないものとする。

ウ 3施設の総括責任者1名を配置すること。

2 職員の勤務形態

職員の勤務形態は、利用者の安全性の確保を念頭に置き、施設の運営に支障がないよう定めること。

3 職員の資質向上

職員の資質向上を図るため、児童の遊びを指導する者の研修等の実施、又は研修会への参加等に努めること。

第6 物品の帰属等

1 物品の帰属

備付けの物品や小樽市が購入した物品については、小樽市に帰属する。

指定管理者が指定期間中に小樽市から支払われた管理費用により購入した物品については、指定管理者に帰属するものとする。

2 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこと。

3 処分等

指定管理者は、小樽市に帰属する物品で、処分等の異動があったとき（異動しようとするときを含む）は、その都度市長に報告すること。また、事業実績報告書の提出に併せて物品の現在高の報告をすること。

第7 調査及び監査等

小樽市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第8 指定管理業務に要する経費（管理費用）

管理費用については、次によるものを参考とし、見積金額を算出すること。

なお、塩谷児童センターにおいては、（2）事務費、（3）事業費及び（4）管理費の見積金額においては、指定管理者が行う児童館の管理業務経費（施設管理に係る収入及び支出見積書による経費）を61%の割合で、また、運営経費（放課後児童クラブ運営に係る収入及び支出見積書による経費）を39%の割合でそれぞれ見積もるものとする。

（1）人件費

職員（館長、児童の遊びを指導する者、その他必要な人員）に係る給与、手当、社会保険料等

（2）事務費

旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料（職員健康診断料）、使用料及び賃借料等

（3）事業費

教材費、図書及び遊具等購入費、報償費（講師料等）、行事实施経費等

（4）管理費

光熱水費（電気、ガス、上下水道料金）、燃料費、保険料（傷害保険料）、保守管理費（機械警備、清掃、消防設備点検等）等

※いなきた児童館の共益費用負担について

いなきた児童館における次の業務についてはいなきたビル管理組合が業者と契約し経費を負担しているため、同管理組合に対し、管理業務費（人件費）を含む共益費負担金を支払うこと。

- ・特殊建築物定期調査業務
- ・電気工作物保安管理業務
- ・空調等設備点検業務
- ・給排水設備清掃業務
- ・防災等設備点検業務
- ・テレビ電波障害防除施設維持管理業務
- ・昇降機等保安点検業務
- ・防災センター業務
- ・清掃業務（共用部分のみ）

- ・環境衛生管理業務
- ・煤煙測定、水質検査、残留塩素検査業務
- ・害虫駆除業務
- ・防塵マットリース料金（共用部分のみ）
- ・電気料金（共用部分のみ）
- ・ガス料金（ロードヒーティング）

第9 留意事項

施設の運営に関する留意事項

- （１）防火、防災に努めること。
- （２）施設内は禁煙とし、喫煙場所は設けないこと。

別表

小樽市いなきた児童館物品

区分	品名	数量	規格（型式）	備考
事務用品	指定管理者印	1 個	18×18正方形 てん書	
事務用品	片袖机	2 台		
事務用品	テーブル	3 台	ライオンLV1890W 1800×900×700	
事務用品	座卓	8 台	ライオンST1845 チーク色	
事務用品	肘なし椅子	2 台		
事務用品	コートハンガー	2 台	CH-8N	
事務用品	下駄箱	1 台		
事務用品	L Kロッカー	1 台	コケヨ LK-S1F1 W317×D515×H1790	
体育器具・遊具	新ジュニアジャンプ トランポリン（カバー付）	1 台	学研11-70898・12- 70898	
体育器具・遊具	フロアーマット	2 枚	学研11-74490	
体育器具・遊具	マット	2 枚	エバニュー KG-081GRN	
体育器具・遊具	マット	2 枚	エバニュー KG-082GRN	
体育器具・遊具	ブロック（大型ブロック エース）	1 式	学研6-77988	
体育器具・遊具	カラーリング整理スタンド セット	1 式	カラーリング 大小5色	
体育器具・遊具	床上つみき（中型）	1 式		
体育器具・遊具	ビリヤード	1 台	PT-20	
体育器具・遊具	ウェーブバランス平均台 ブルー	1 台	マセット株式会社	
体育器具・遊具	マグベッタン・○△□（320 個組）	1 式	マセット株式会社	
体育器具・遊具	エバートピア（12枚組）	1 式	マセット株式会社	
体育器具・遊具	エバートピア（12枚組）	1 式	マセット株式会社	
教材	まんが日本昔ばなし第5集 全10巻	1 個	メイト（ビデオテープ）	
教材	まんが世界昔ばなし第5集 全10巻	1 個	メイト（ビデオテープ）	
教材	ちきゅうはおおきなどうぶ つえん 全10巻	1 個	メイト（ビデオテープ）	
教材	いきもの図鑑 全10巻	1 個	メイト（ビデオテープ）	
その他	ビデオデッキ	1 台	HITACHI V-F1	
その他	デジタルピアノ	1 台	ヤマハ YDP-301	
その他	加湿空気清浄機	1 台	SHARP KI-LP100	
その他	空気清浄ファンヒーター	1 台	ドイツ HP04 IB N	
その他	スクリーン	1 台	サンサフ ライ PRS-Y90HD	

別表

小樽市いなきた児童館物品

区分	品名	数量	規格（型式）	備考
その他	ルームエアコン	1 台	HITACHI RAS-AJ63R2	設置場所：集会室
その他	ルームエアコン	1 台	HITACHI RAS-AJ63R2	設置場所：図書室
その他	ルームエアコン	1 台	HITACHI RAS-AJ6325D	設置場所：遊戯室
その他	ルームエアコン	1 台	HITACHI RAS-AJ6325D	設置場所：遊戯室

別表

小樽市とみおか児童館物品

区分	品名	数量	規格（型式）	備考
事務用品	指定管理者印	1 個	18×18正方形 てん書	
事務用品	片袖机	6 台		事務室4台、相談室2台
事務用品	脇机	2 台		
事務用品	ロッカー	1 台	両開き 1800×900	
事務用品	ロッカー	1 台	引違い 1800×900	
事務用品	ロッカー	1 台	引違い 900×900	
事務用品	更衣ロッカー	1 台	T0H0 4人用	
事務用品	更衣ロッカー	1 台	I0N 2人用	
事務用品	机	6 台		図書室4台、集会室②2台
事務用品	いす	13 脚		
事務用品	児童机	54 台		
事務用品	児童いす	69 脚		
事務用品	本棚	14 台		
体育器具・遊具	パズルボックス	1 個		
体育器具・遊具	卓球台	2 台	ミスノ	
体育器具・遊具	わなげ	1 式		
体育器具・遊具	やわらかゴムマット 180×180cm グリーン	1 枚	マセット株式会社	
体育器具・遊具	ロードトレイントラック テーブル	1 個	マセット株式会社	
体育器具・遊具	ままごとキッチン・ネオシェルフ	1 個	マセット株式会社	
体育器具・遊具	トロトイズ・ファミリーハウス	1 個	マセット株式会社	
体育器具・遊具	プレイベース2020（5本セット）	1 式	トッケン	
体育器具・遊具	やわらかゴムマット	1 枚	マセット株式会社	
体育器具・遊具	ピタゴラス ボールコースタースーパーDX	1 個	メイト 37569	
体育器具・遊具	充電式トレースパッド A 3サイズ	1 個	ウチタ 8-340-1256	
体育器具・遊具	充電式トレースパッド A 3サイズ	1 個	ウチタ 8-340-1256	
体育器具・遊具	キャプテン・リノ 巨大版	1 個	ウチタ 8-340-1169	
体育器具・遊具	ロボットマウス コーディングアクティビティセット	1 個	ウチタス 8-618-1120	
体育器具・遊具	ロボットマウス コーディングアクティビティセット	1 個	ウチタス 8-618-1120	
体育器具・遊具	磁石でくっつくおままごとベーカリーセット	1 式	メイト 35811	

別表

小樽市とみおか児童館物品

区分	品名	数量	規格（型式）	備考
教材	アップライトピアノ	1 台	Atlas	
教材	教育用オルガン	1 台	(株)鈴木楽器SO-670	
その他	加湿空気清浄機	2 台	SHARP KILP100	
その他	スクリーン	1 台	サンワプロ ライ PRS-Y90HD	
その他	プロジェクター	1 台	エプソン EB-E01	
その他	HDMIケーブル	1 本	エレコム DH-HD13A100BK	
その他	スポットクーラー	1 台	アイリスオーヤマ IPA-3523G	
その他	窓用エアコン	1 台	コロナ CW-1824R、テラス用 取付枠 (WT-8)	
その他	窓用エアコン	1 台	コロナ CW-1824R、テラス用 取付枠 (WT-8)	
その他	窓用エアコン	1 台	コロナ CW-1824R、テラス用 取付枠 (WT-8)	
その他	窓用エアコン	1 台	コロナ CW-1824R、テラス用 取付枠 (WT-8)	

別表

小樽市塩谷児童センター物品

区分	品名	数量	規格（型式）	備考
事務用品	指定管理者印	1 個	18×18正方形 てん書	
事務用品	片袖机	3 台	ワタ 5号	
事務用品	脇机	1 台	ワタ 9号	
事務用品	会議用テーブル	4 台	ワタ 1800×450	
事務用品	ロッカー	1 台	ワタ 380×88×1800	
体育器具・遊具	握力計	1 個	タケ TK1201	
体育器具・遊具	立位体前屈測定器	1 台	セノ-BP-93	
体育器具・遊具	メガホン	1 個	トア SPA-603W	
体育器具・遊具	跳び箱	1 台	セノ-AY-38	
体育器具・遊具	跳び箱	2 台	セノ-AY-37	
体育器具・遊具	踏切板	2 台	セノ-AY-42	
体育器具・遊具	踏切板	1 台	セノ-AY-42	
体育器具・遊具	踏切板	1 台	セノ-AJ-16(ロイター式)	
体育器具・遊具	立ち幅跳びマット	1 枚	ワタ 342-4600	
体育器具・遊具	体育マット	2 枚	ミスノ 280M-296	
体育器具・遊具	体育マット	4 枚	ミスノ 280M-297	
体育器具・遊具	補助マット	4 枚	ミスノ 280M-672	
体育器具・遊具	土俵マット	2 枚	ミスノ 280M-833	
体育器具・遊具	折りたたみ式室内低鉄棒	1 台	セノ-A0-11(90×120)	
体育器具・遊具	折りたたみ式室内低鉄棒	1 台	セノ-AV-12(120×120)	
体育器具・遊具	平均台	1 台	セノ-AV-10	
体育器具・遊具	トランポリン	1 台	セノ-CA-26	
体育器具・遊具	トランポリン	1 台	セノ-CB-17	
体育器具・遊具	ジャンプメーター	1 台	セノ-BN-11	
体育器具・遊具	卓球台	5 台	セノ-DH-13	
体育器具・遊具	ラケットテニス専用ネット	1 枚	長瀬 TS-12	
体育器具・遊具	バトミントン支柱	1 基	セノ-DG-11	
体育器具・遊具	ポール旗立てセット	1 基	セノ-BP-96	
体育器具・遊具	ボール整理カゴ	2 個	DY-10	

別表

小樽市塩谷児童センター物品

区分	品名	数量	規格（型式）	備考
体育器具・遊具	スティック投球的	1 基	長瀬 TS-5A	
体育器具・遊具	スティック投球的	1 基	長瀬 TS-5A	
体育器具・遊具	ポートボール台	1 台	稲荷 D-59 紅白1組	
体育器具・遊具	竹馬整理台	1 台	ウチタ 823-3501	
体育器具・遊具	輪投げセット（大）	5 式	学研	
体育器具・遊具	一輪車	5 台	ウチタ UU2000	
体育器具・遊具	一輪車収納スタンド	2 基	ウチタ	
体育器具・遊具	バスケットゴール	1 基	PORTER	
体育器具・遊具	一輪車収納スタンド	1 基	ウチタ	
体育器具・遊具	ソフトブロックマット	1 枚		
体育器具・遊具	レゴブロック 大	1 式	メイト 09488	
体育器具・遊具	ブロック（スーパーフォーミング）	1 式	メイト 09113 Dセット	
体育器具・遊具	おえかきボード掲示板（木製）	1 式	マスセット株式会社	
体育器具・遊具	マグベッタン玉ころがし	1 式	マスセット株式会社	
体育器具・遊具	デッキスティックゲームセット	1 式	公益財団法人日本レクリエーション協会	
体育器具・遊具	フープディスゲッター ピンク	1 個	(有)イノバー・ジヤパン	
体育器具・遊具	フープディスゲッター ブルー	1 個	(有)イノバー・ジヤパン	
教材	大工道具一式	1 式		
教材	小学校体育鉄棒運動	3 個	ウチタ（ビデ オープ）	
教材	小学校マット運動	1 個	ウチタ（ビデ オープ）	
教材	小学校とび箱運動	1 個	ウチタ（ビデ オープ）	
教材	中学校マット運動	2 個	ウチタ（ビデ オープ）	
教材	中学校とび箱運動	3 個	ウチタ（ビデ オープ）	
教材	中学校体育鉄棒運動	1 個	ウチタ（ビデ オープ）	
教材	中学校平均台運動	1 個	ウチタ（ビデ オープ）	
教材	大型影絵スクリーン	1 台	スタンド型	
教材	移動人形劇舞台（布幕式）	1 台		
教材	ブラックライトシアタースクリーン	1 台		
教材	ピアノ	1 台		

別表

小樽市塩谷児童センター物品

区分	品名	数量	規格（型式）	備考
その他	食器棚	1 台	400×850×920	
その他	脚立	1 台	7尺	
その他	ラジオカセット	1 台	ビクター RCM-90Z	
その他	ワイアレスマイク	1 本	ビクター VM-805	
その他	スライド映写機	1 台	ウチダ キャビンマルチズーム	
その他	ひな人形一式	1 式		
その他	獅子兜	1 式		
その他	こいのぼり一式	1 式		
その他	冷蔵庫	1 台	三菱 MR-08M-H	
その他	F F ストーブ	1 台	FF-4210TL N	
その他	F F ストーブ	1 台	FF-15GBF3 S	
その他	加湿空気清浄機	1 台	SHARP KI-LP100	
その他	加湿空気清浄機	1 台	SHARP KI-LP100	放課後児童クラブ
その他	スクリーン	1 台	サンワサプライ PRS-Y90HD	
その他	スポットクーラー	1 台	アイリスオーヤマ IPA-3523G	
その他	窓用エアコン	1 台	コナ CW-1824R	
その他	窓用エアコン	1 台	コナ CW-1824R	
その他	F F ストーブ	1 台	サンボット FF-15000GBFB	
その他	F F ストーブ	1 台	コナ FF-VG52SH	

厚生省発児第123号
平成2年8月7日
第9次改正 厚生労働省発雇児0515第5号
平成24年5月15日

都道府県知事
各 殿
各指定都市市長

厚生事務次官

児童館の設置運営について

近年、都市化、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらに出生率の低下、遊び場の不足、交通事故の増加等家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっている。

これらに対処するため、従来から、地域の健全育成の拠点としての児童館の計画的な整備を図ってきたところである。

このたび、豊かな自然の中で、児童が宿泊し、野外活動を行う新しい児童館の整備を図るとともに、児童館体系の見直しを図ることとし、別紙のとおり「児童館の設置運営要綱」を定めたので、その適切な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日付け厚生省発児第8号本職通知「児童館の設置運営について」は廃止する。

(別紙)

児童館の設置運営要綱

第1 総則

1 目的

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

2 種別

児童館の種別は次のとおりとする。

(1) 小型児童館

小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。

(2) 児童センター

(1)の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。

(特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」という。）

(3) 大型児童館

原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア A型児童館

イ B型児童館

ウ C型児童館

(4) その他の児童館

(1)、(2)及び(3)以外の児童館。

3 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。

第2 小型児童館

1 機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

(1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(2) 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人（以下「社団・財団法人」という。）

(3) 社会福祉法人

(4) 次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者（以下「その他の者」という。）

ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。

イ 社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

3 設備及び運営

(1) 設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上（都市部特例においては、138.84平方メートル以上）として差し支えないこと。

(2) 職員

2人以上の設備運営基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

(3) 運営

ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

(4) その他

小型児童館が、児童福祉法第24条第1項ただし書に基づいて使用される場合には、設備運営基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第3 児童センター

1 機能

第2の1に掲げる機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとする。

3 設備及び運営

(1) 設備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6平方メートル以上、大型児童センターにあつては、500平方メートル以上とし、屋外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297平方メートル以上として差し支えないこと。

イ 遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。

また、大型児童センターにあつては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ 大型児童センターにあつては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

(2) 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあっては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

(3) 運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア 体力増進指導の内容及び方法

(ア) 指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

(イ) 指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとする。

イ 年長児童指導の内容及び方法

(ア) 指導の内容

指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

(イ) 指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとする。

ウ その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。

また、大型児童センターにあつては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第4 大型児童館

1 A型児童館

(1) 機能

第3の1に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとする。

(2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県とする。

ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

(3) 設備及び運営

ア 設備

第3の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

(ア) 建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。

(イ) 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。

イ 職員

第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

ウ 運営

第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。

なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。

(イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。

(ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。

(エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

2 B型児童館

(1) 機能

B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域（以下「こども自然王国」という。）内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

(2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とすること。

(3) 設備及び運営

ア 設備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

また、A型児童館に併設（こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。）する場合には、第2の3の(1)に掲げる設備を設置しないことができる。

(ア) 定員100人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として1,500平方メートル以上の広さ（A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ）を有すること。

なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。

(イ) 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。

(ウ) キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。

(エ) 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

イ 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。

ウ 運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。

(イ) 母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。

(ウ) 利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

3 C型児童館

C型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。

なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県が設置するA型児童館並びに都道府県、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置するB型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。

第5 その他の児童館

その他の児童館は、公共性及び持続性を有するものであって、設備及び運営については、第2の3に準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。

児発第967号
平成2年8月7日
第5次改正 雇児発第0326016号
平成16年3月26日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

児童館の設置運営について

標記については、平成2年8月7日厚生省発児第123号をもって厚生事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長あて通知されたところであるが、その運用に当たっては、特に次の事項に留意し、遺憾のないよう努められたい。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日児発第48号本職通知「児童館の設置運営について」は、廃止する。

1 小型児童館

(1) 機能

小型児童館は、次の機能を有するものであること。

- ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の自主的な活動に対する支援を行うこと。
- イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。
- ウ 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。
- エ その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

(2) 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児（以下「幼児」という。）、小学校1年～3年の少年（以下「学童」という。）及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。

(3) 運営

ア 運営委員会の設置

児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。

イ 利用児童の把握

児童館を利用する児童については、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。

ウ 遊びの指導

小型児童館における遊びは、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第39条によるほか、次によるものであること。

- (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。
- (イ) 児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。
- (ウ) 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。
- (エ) 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。

エ 利用時間

小型児童館の利用時間は、地域の実情に応じて定めることとし、次によるものであること。

- (ア) 一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (イ) 母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。
- (ウ) 日曜・祝祭日の利用は、適宜定めるものとする。

オ 地域社会及び関係機関等との連携

- (ア) 保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ること。
- (イ) 遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者（ボランティア）に協力を求めるとともに、その養成に努めること。

2 児童センター

(1) 機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

- ア 運動に親しむ習慣を形成すること。
- イ 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。
- ウ 大型児童センターにあっては、音楽、映像、造形表現、スポーツ等の多様な活動を通し、年長児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。
また、児童の社会参加活動や国際交流活動等を進めること。

(2) 対象児童

- 1の(2)に掲げる児童であり、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。
また、大型児童センターにあっては、特に年長児童を優先すること。

(3) 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア 器材等

- (ア) 運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であって屋内・屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種類に見合う器材を整備すること。
また、大型児童センターにあっては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動に必要な備品等を整備すること。
なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。

- (イ) 運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。

イ 体力増進指導

- (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。
なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましいこと。
- (イ) 季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行うものとし、継続的に実施すること。
- (ウ) 身体の虚弱な児童等を対象とする場合には、特に、医師の意見を徴する必要があること。

ウ 年長児童指導

- (ア) 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮すること。
- (イ) 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。
- (ウ) 年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮すること。

エ 留意事項

実情に応じ、他の適当な施設・設備を利用して差し支えないこと。

3 大型児童館

(1) A型児童館

ア 機能

2の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

- (ア) 都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）

の情報を把握し、相互に利用できること。

(イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）及びボランティアを育成すること。

(ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。

(エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。

(オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。

イ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ウ 運営

2の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 児童の年齢及び利用目的が多岐にわたるので、適切な児童厚生員等職員を配置すること。

(イ) 集団利用する場合は、その責任者の住所、氏名、年齢等を登録することとし、その計画的、効率的な利用に配慮すること。

(ウ) 日曜・祝祭日の開館及び夜間利用に配慮すること。

(エ) 都道府県の母親クラブ連絡協議会等の事務局を設けるよう配慮すること。

(2) B型児童館

ア 機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

(ア) 川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然とふれあう野外活動が行えること。

(イ) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。

イ 設備

(ア) 20人以上の児童がキャンプ等の野外活動を行える適当な広場や水飲み場、炊事場等を設けること。

(イ) 100人以上の児童が宿泊できる設備を設けること。

ウ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。なお、引率者等の利用にも配慮すること。

エ 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 原則として、集団利用であるため、その引率責任者及び児童の住所、氏名、電話番号、年齢等を登録すること。

(イ) 利用児童等に対する保健衛生には特に配慮すること。

(ウ) 野外活動を行うので、十分な事故防止、安全管理等の措置を講じること。

(エ) 児童の食事、貸与したシーツや枕カバーの洗濯代等は個人負担とすること。

(オ) 広く児童福祉施設等の関係者の理解と協力を得るように配慮すること。

4 設置及び運営の主体

平成2年8月7日発児第123号厚生事務次官通知の第2の2(4)の要件については、以下のとおりであること。

ア アにおいて「経済的基礎がある」とは、児童館の設置を行うために直接必要な土地及び建物について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

また、その際、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

イ ウにおいて「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。

ウ エにおいて「財務内容が適正である」とあるが、直近の会計年度において、児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。

こ成環第 3 0 0 号
令和 6 年 1 2 月 3 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長

児童館ガイドラインの改正について（通知）

児童館は、児童福祉施設として、こども・子育て支援及びこどもの健全育成の推進の役割を担っているところ、「こども基本法」（令和 4 年法律第 77 号）及び「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、こどもの居場所としての更なる機能強化が期待されている。これらを踏まえ、児童館ガイドラインを改正し、令和 7 年 4 月 1 日から運用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、今般の改正内容について御了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知の運用開始に伴い、旧通知（「児童館ガイドラインの改正について」（平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知））は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

「児童館ガイドライン」（改正後全文）

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びにこども基本法（令和4年法律第77号）の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めなければならない。

2 目的

児童館は、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、こどもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、権利の主体であることを実感しつつ、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① こどもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② こどもが遊ぶことができる。
- ③ こどもが安心してくつろぐことができる。
- ④ こども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なるこどもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ こどもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(2) 児童館における遊び

こどもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。こどもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、こどもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを

踏まえた児童館の特性は以下の３点である。

① 拠点性

児童館は、地域におけるこどものための拠点（館）である。

こどもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なるこども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、こどもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、こどもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、こどものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについてこどもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、こどもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならずこどもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、こどもに関わる関係機関等と連携して、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

4 社会的責任

- (1) 児童館は、職員自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。
- (2) 児童館は、こどもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、こども一人ひとりの人格を尊重し、こどもに影響のある事柄に関して、こどもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (3) 児童館は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。
- (4) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (5) 児童館は、こどもの利益に反しない限りにおいて、こどもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (6) 児童館は、こどもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 こども理解

本章では、児童館の対象となるこどもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながらこどもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、こども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6歳から12歳は、こどもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期のこどもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等のこども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進

こどもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、こどもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、権利の主体であることを実感し、自主性、社会性、創造性などを育んでいく。

児童厚生員は、こども一人ひとりと関わり、こどもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、こどもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員がこどもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、こども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりのこどもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

2 こどもの安定した日常の生活の支援

児童館は、こどもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、こどもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館がこどもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れたこどもが「来てよかった」と思え、利用しているこどもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れるこどもの心理と状況に気付き、こどもと信頼関係を築く必要がある。

3 こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切にソーシャルワークを展開すること。その際、児童館を利用するこどもや保護者の様子を観察することや、こどもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる。

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5 こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域のこどもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、こどもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

1 遊びによるこどもの育成

- (1) こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、こどもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にする。
- (3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

2 こどもの居場所の提供

- (1) 児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すこと。
- (4) こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインやSNSを活用した相談や交流等、新たな居場所づくりも検討すること。
- (5) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。
- (6) 児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため、地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や助言、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利活用やプログラムの提供等も考えられる。

3 こどもの権利や意見を尊重した活動の実施

- (1) こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、保護者とこどもがともにこどもの権利について学ぶことができるように努めること。
- (2) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること。
- (3) 児童館の活動や地域の行事、多様な社会的活動にこどもが参加・参画して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (4) こどもの話し合いの場を計画的に設け、こども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (5) こどもの自発的活動を継続的に支援し、こどもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

4 配慮を必要とするこどもへの対応

- (1) 障害のあるこどもへの対応は、障害の有無にかかわらずこども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱えるこどもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) こどもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) こどもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) こどもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校、要保護児童対策地域協議会、その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な機関や居場所等につなぐ等の支援を行うこと。
- (7) 障害のあるこどもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。
- (8) インクルージョン（包容・参加）の観点から障害のあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行うこと。

5 子育て支援の実施

- (1) 保護者の子育て支援
 - ① こどもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
 - ② こどもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施

し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。

- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、こどもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、こどもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、こどもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等のこどもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じてこどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や児童館等を拠点とする地域組織活動等との連携を図りつつ行うこと。

(4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) NPO、関係機関等と連携を図り、こどもの権利に関する情報提供等の啓発に努める。
- (2) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々なこどもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (3) 児童館を利用するこどもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (4) こどもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、児童館等を拠点とする地

域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

- (5) 地域の児童遊園や公園、こどもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用するこどもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用するこどもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

8 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
 - ① 児童館に来館するこどもと放課後児童クラブに在籍するこどもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - ② 多数のこどもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
 - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブのこどもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

第 5 章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。

- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じこどもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、こどもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) こどもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) こどもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じてこども一人ひとりとこども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要なこどもへの支援を行う。
- (4) 地域のこどもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、こどもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) こどもの活動の様子から配慮が必要とされるこどもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ① こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ③ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。

- ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
- ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持ち、利用者に公開すること。

5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。また、職員によるこどもの権利に関する学習の機会を保障することに努める。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員がこどもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。

児童館を管理監督する自治体は、本ガイドラインの全体を理解した上で、児童館の運営主体や児童館職員に対して、児童館ガイドラインの普及啓発や研修に努めること。また、児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
 - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
 - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
 - ③ こどもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のあるこどもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、こどもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、こどもだけで

利用できる施設である特性を鑑みて、第三者評価の受審に努め、その評価結果は公表すること。

- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

3 運営管理

(1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となるこどもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

(2) 利用するこどもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用するこどもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

(3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、児童委員、社会福祉協議会、児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用するこどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者の人権への配慮、こどもの権利擁護（事業所において児童虐待等が行われた際の対応を含む）、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
 - ア こどもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重とこどもの権利擁護
 - イ 虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
 - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
 - エ 業務上知り得たこどもや家族の秘密の守秘義務の遵守
 - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
 - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築

キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

第7章 こどもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガ、交通事故の防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

児童館の運営主体は、本章の内容を理解し、設備運営基準に定められた安全計画の策定等をはじめとする取組を行い、適正な運営に努めることが求められる。

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガ、置き去り事案の防止と対応

こどもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

また、児童館外での活動等において、公共交通機関を利用する場合や自動車を運行する場合は、こどもの乗車・降車の際に、視認に加え、点呼等で確実に所在を確認する。

(2) 交通事故の防止

利用者に対して遊びによる育成の一環として、交通安全について啓発し、交通事故を防止する。

(3) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ こどもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

(4) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のあるこどもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤嚥事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。なお、こどもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 防災・防犯対策

- (1) マニュアルの策定
災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関するマニュアル等を

策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

(3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。また、業務継続計画において児童館の機能・役割の継続について検討し、こどもが安全に安心して過ごすことができる場等が確保されるよう配慮すること。

5 衛生管理

- (1) こどもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、こどもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

6 性被害防止

性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うこと。また、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。

第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域のこどもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、こどもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

- (1) こどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- (2) こどもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要なこどもには、家庭とともに、学

校、こどもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校でのこどもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等こどもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) こどもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童館等を拠点とする地域組織活動、各種ボランティア団体等地域のこどもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室等の地域学校協働活動との連携を図ること。
- (6) 地域及び関係機関等とのネットワークを活用し、地域におけるこどもの居場所づくりの取組をコーディネート（情報収集・発信や調整等）することに努めること。

第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、こどもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めてこどもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を

有し、こどもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、こどもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、こどもが利用しやすいようこどもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあつては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域のこどもの遊びの機会を提供することが望ましい。

2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館等を拠点とする地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くのこどもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、情報公開の上、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、こども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。
- (6) 災害発生時には、県内児童館やこどもの居場所、遊び場に対する支援を行うこと。都道府県域内の支援ネットワークづくりや県内児童館のない地域での遊びの提供、被災したこどもや保護者の保養等を検討すること。

※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、こどもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 性被害防止のための啓発においては、「生命（いのち）の安全教育」等の活用が考えられる。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。